

別紙1

農業文化園・戸田川緑地(南地区)の現状

令和 7 年 8 月

名古屋市

【目 次】

農業文化園・戸田川緑地の現状と課題	1
（１）立地条件	1
１）周辺施設状況	1
２）土地利用・法規制	8
３）交通状況	15
（２）公園の歴史的背景	17
１）沿革	17
２）整備時の方針及び内容	18
（３）公園の利用状況	21
１）来園者数	21
２）主な催事	22
（４）施設の現状把握と評価	22
１）施設概要	22
２）建築物の現状把握と評価	23
（５）便益施設等その他の現状把握と評価	25
１）動線（駐車場等）	25
２）地形	26
３）植栽	27

農業文化園・戸田川緑地の現状と課題

(1) 立地条件

1) 周辺施設状況

① 立地状況

農業文化園・戸田川緑地は、中心市街地より南西約 10km に位置し、北端を中川区富田町、南端を港区南陽町までの 2 区にまたがる南北 2.5km、東西 0.5km の細長い区域であり、その中央に 2 級河川戸田川が流れている。

名称にも付されている「戸田川」は名古屋市港区小川地内で日光川に合流する河川延長約 7.2km、川幅 40～80m の河川であり、流れは非常に緩やかである。地盤沈下により自然流下が困難で、戸田川排水機場による強制排水をしている。

本事業の対象は、**農業文化園及び戸田川緑地（とだがわこどもランドを除く）**である。

整備対象：農業文化園及び戸田川緑地（南地区）（港区春田野一丁目他） 約 11.2ha ※

（内訳） 戸田川緑地南地区 約 8.3ha 総合公園（都市公園）

農業文化園 約 2.9ha（農業公園）

※ とだがわこどもランドを除いた面積



図 航空写真

出典：名古屋市都市計画情報提供サービス

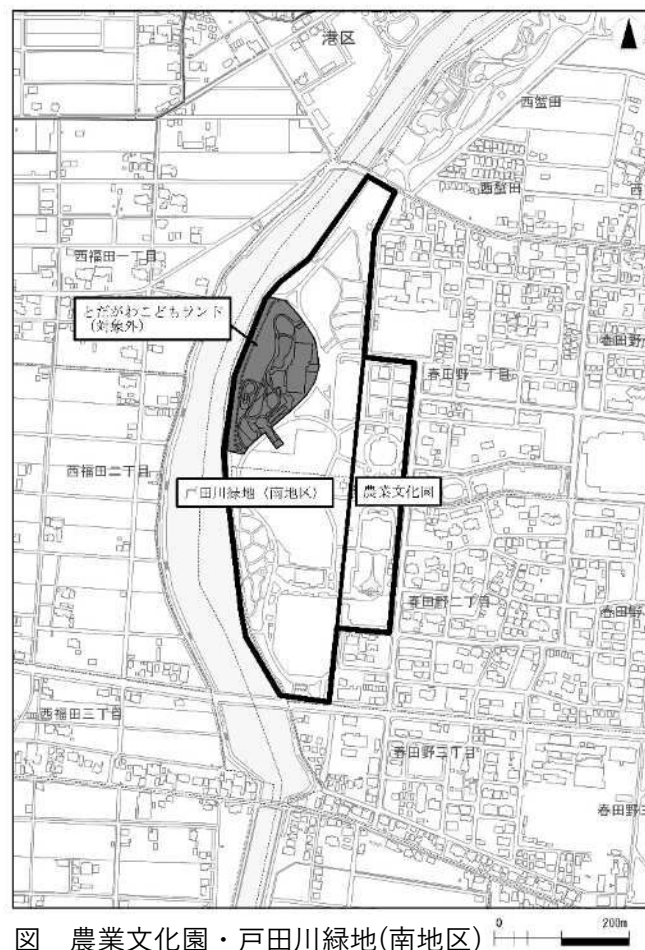


図 農業文化園・戸田川緑地(南地区)

②周辺施設

周辺施設としては、北東側に福春小学校、東側に春田野中央公園（福春コミュニティセンター）・イオン南陽店、南側に南陽支所（改築予定 詳細は参考資料5 参照）・福田郵便局・港保健センター南陽分室・港消防署南陽出張所の公共・公益施設があり、南陽地区の中心地となっている。

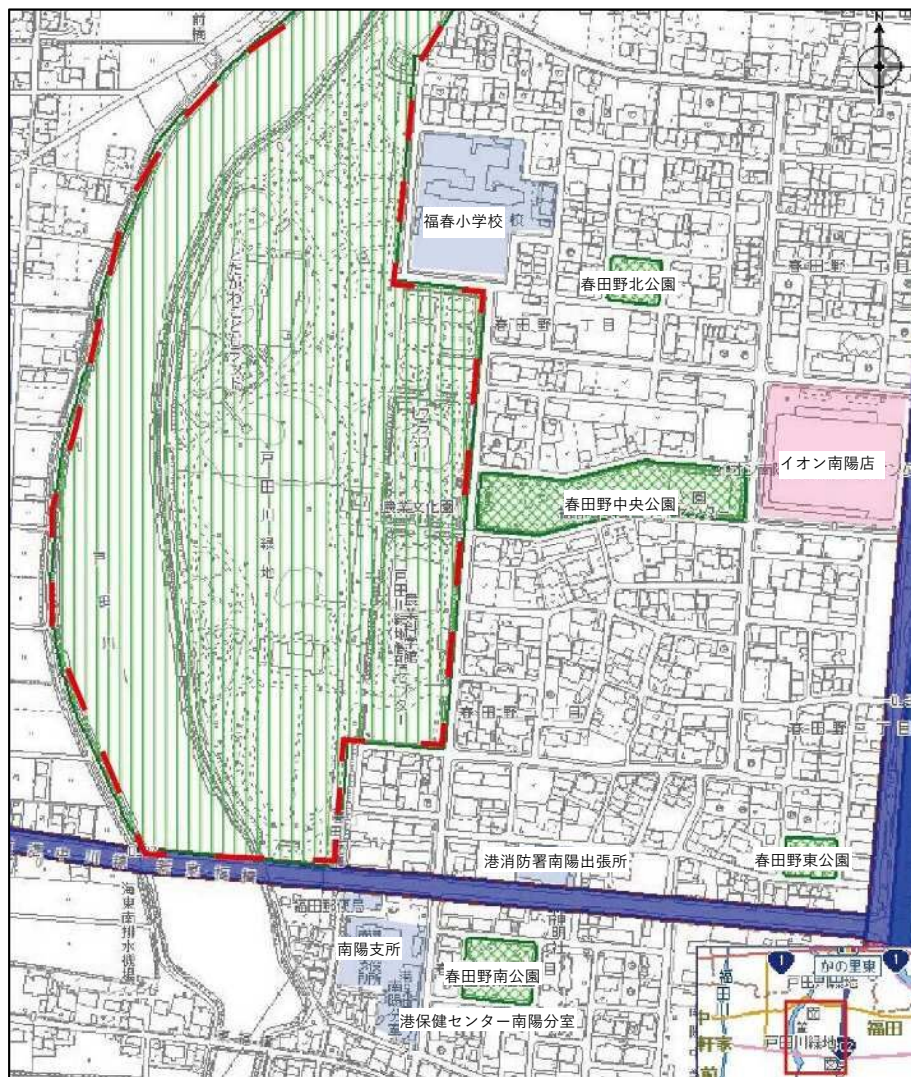


図 周辺施設

出典：名古屋市都市計画情報提供サービス

③農業に関する類似施設の立地状況

■産直市場

名古屋市内には大規模な産直市場がない状況である。3次商圈※（半径30km）で見ると、愛西市「道の駅立田ふれあいの里」、大府市「JA あぐりタウンげんきの郷」、長久手市「あぐりん村」などの周辺市町村に立地する産直市場が立地する。

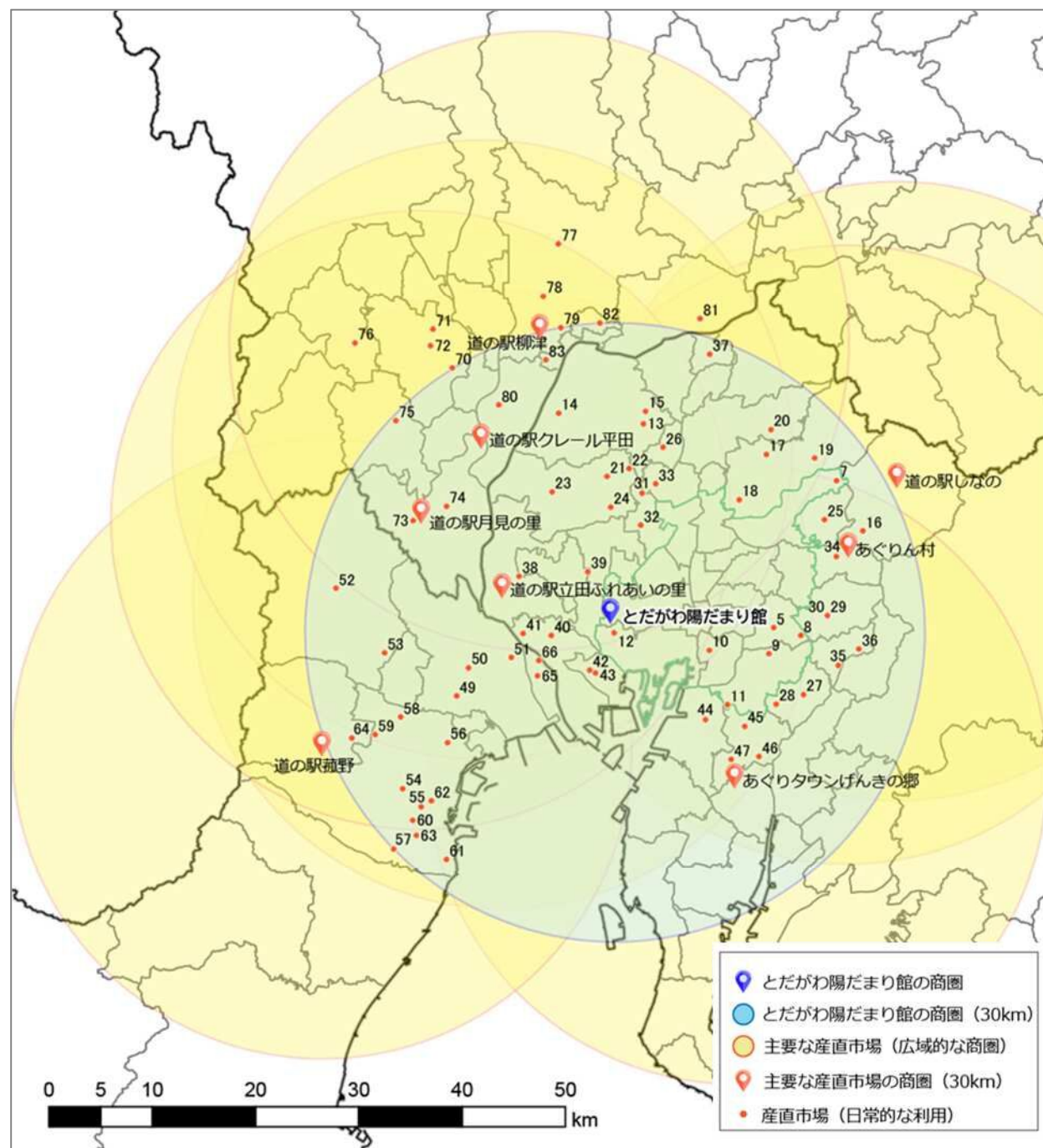


図 産直市場の立地状況

※3次商圈：専門店商圈とも呼ばれ、来店頻度の目安を月に1回～3ヵ月に1回の利用を想定する範囲。電車や自動車で30分～40分程度でアクセスできる範囲

産直市場の立地状況を区市町村別に集計した図が以下のものである。

名古屋市内では天白区、緑区、港区においてそれぞれ2箇所あり、市内に多くの産直市場が立地している状況とは言えない。近隣市では大府市4箇所、稲沢市4箇所となっている。

身近な場で地場野菜を購入できる機会が少ない状況が分かる。

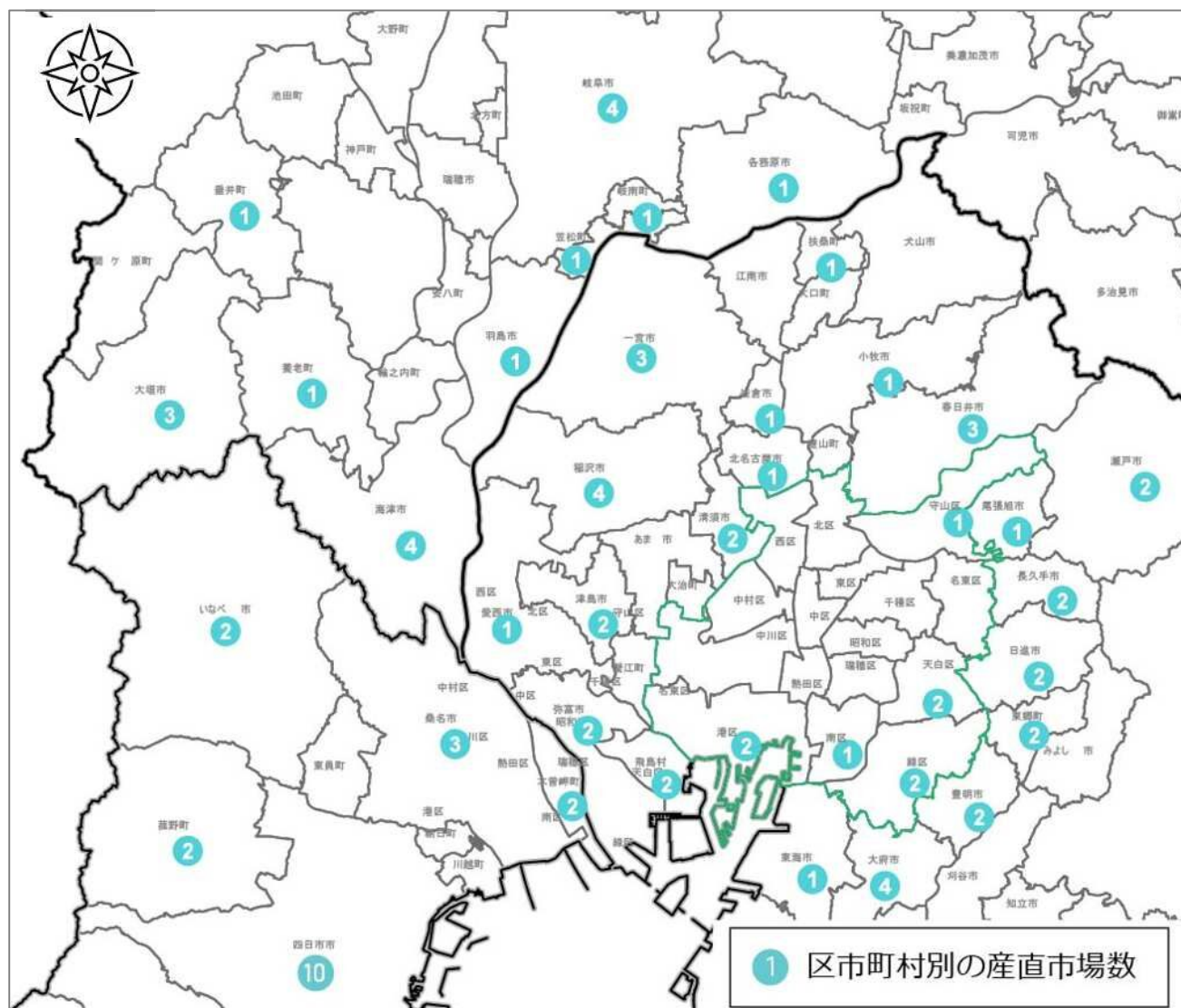


図 区市町村別の産直市場数

■農業体験施設

市内の農業体験ができる農園の立地状況をみると、対象地の農業文化園を含め、港区で8箇所、次いで天白区で6箇所の農業体験施設が立地している。

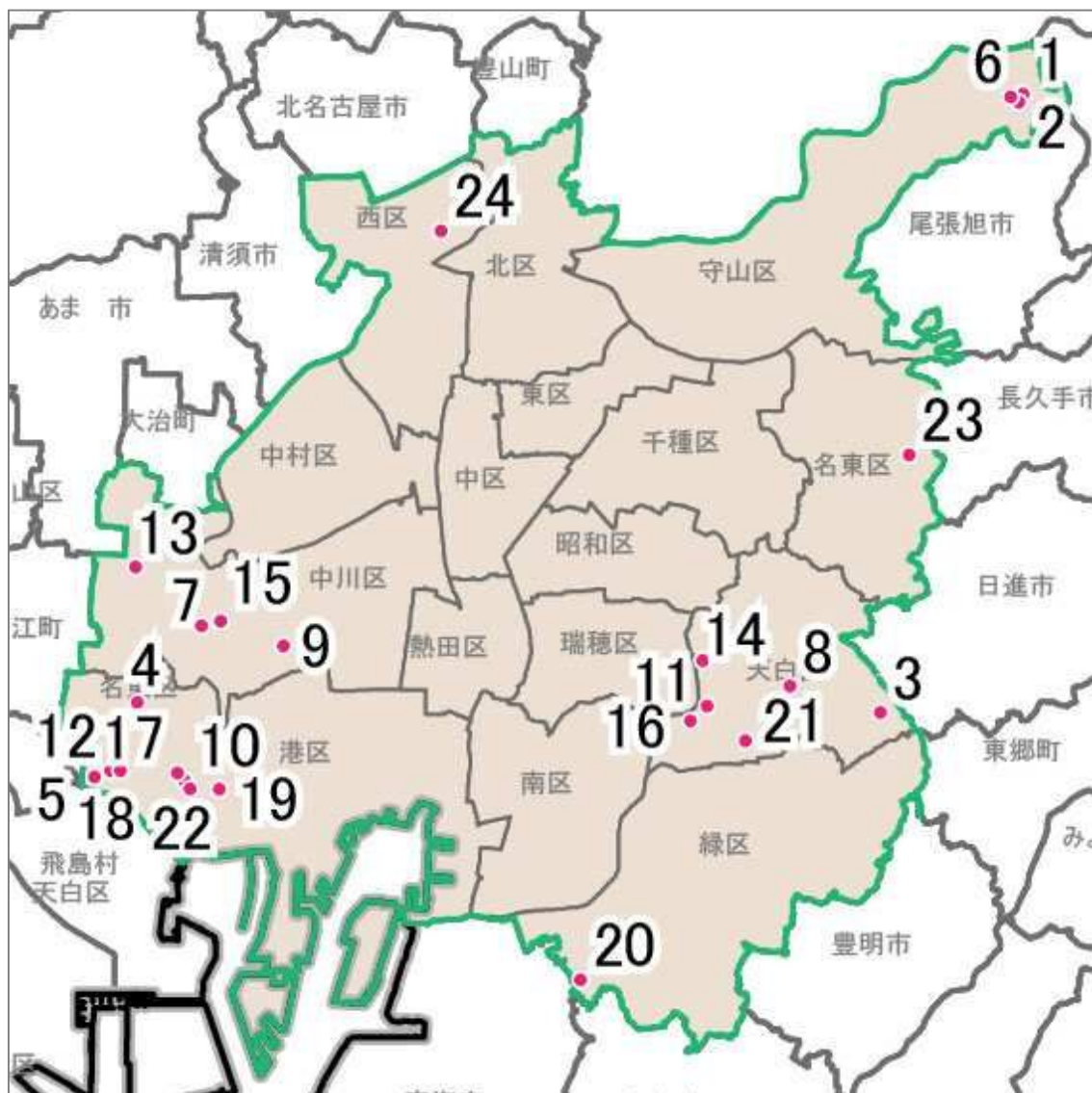


図 市内の農業体験施設の立地状況

■貸農園

市内の貸農園の立地状況をみると、港区は1箇所と少ない状況である。最も多いのは中川区で16箇所、北区で10箇所、天白区・緑区で9箇所の順に貸農園が立地している。

運営状況については、市営が21箇所、農業協同組合5箇所、民間事業者58箇所となっている。

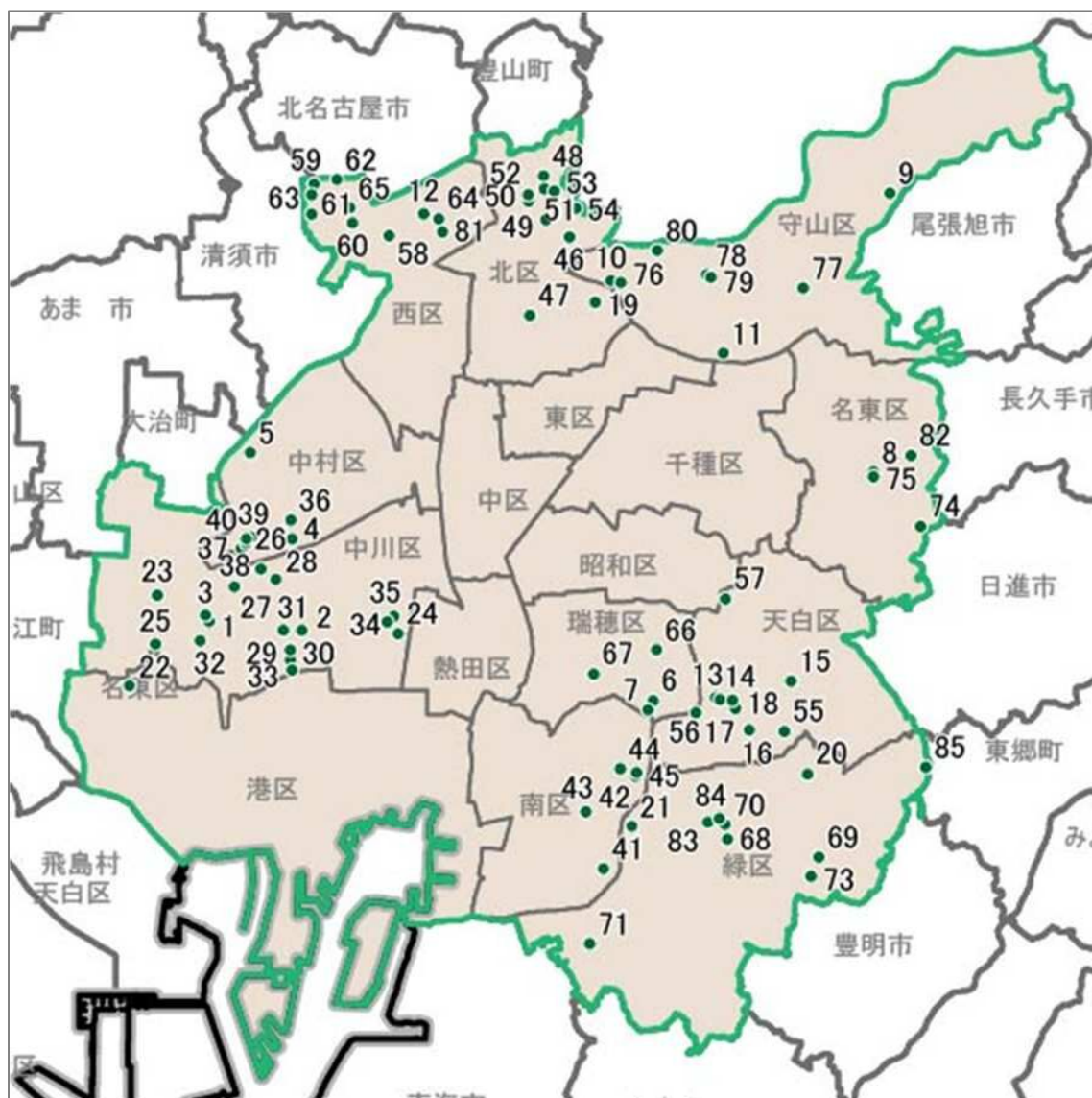
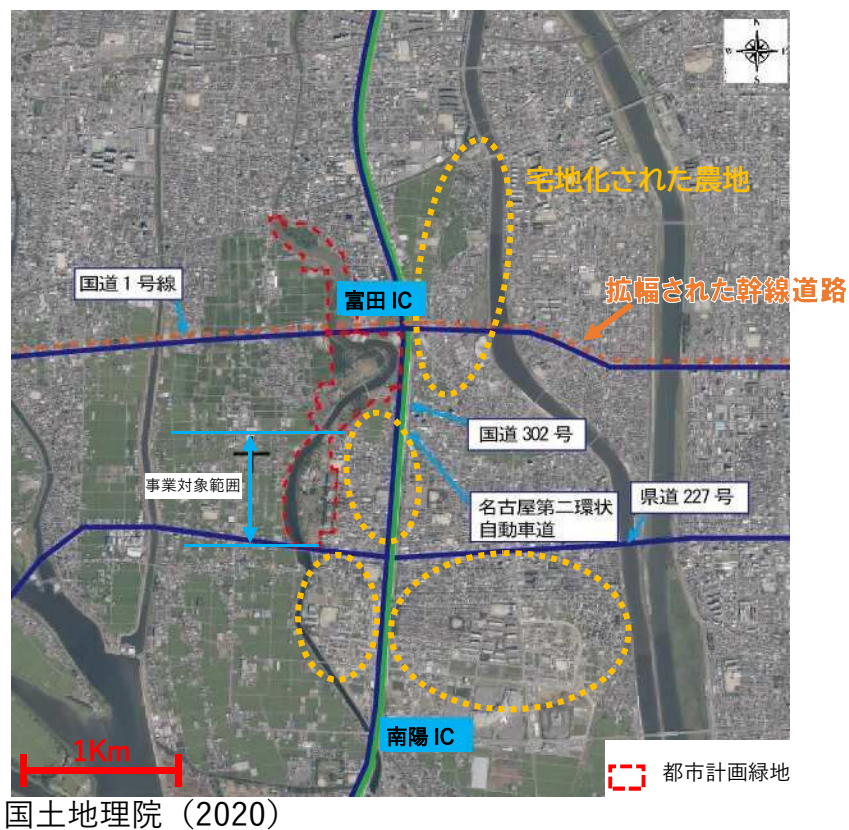


図 市内の貸農園の立地状況

④市街化の状況

農業文化園が供用された平成元（1989）年と現在（2020 年）を比較すると、春田野地区の農地をはじめ、国道 1 号線（新川沿い・中川区）や県道 227 号線南側の農地（港区）が宅地化されている状況がある。名古屋第二環状自動車道の整備や道路の拡張に伴い、利便性が増し宅地開発が進んだことが要因と考えられる。



2)土地利用・法規制

①用途地域等

対象地の農業文化園は第2種住居地域、戸田川緑地（南地区）は市街化調整区域及び農業振興地域に指定されている。

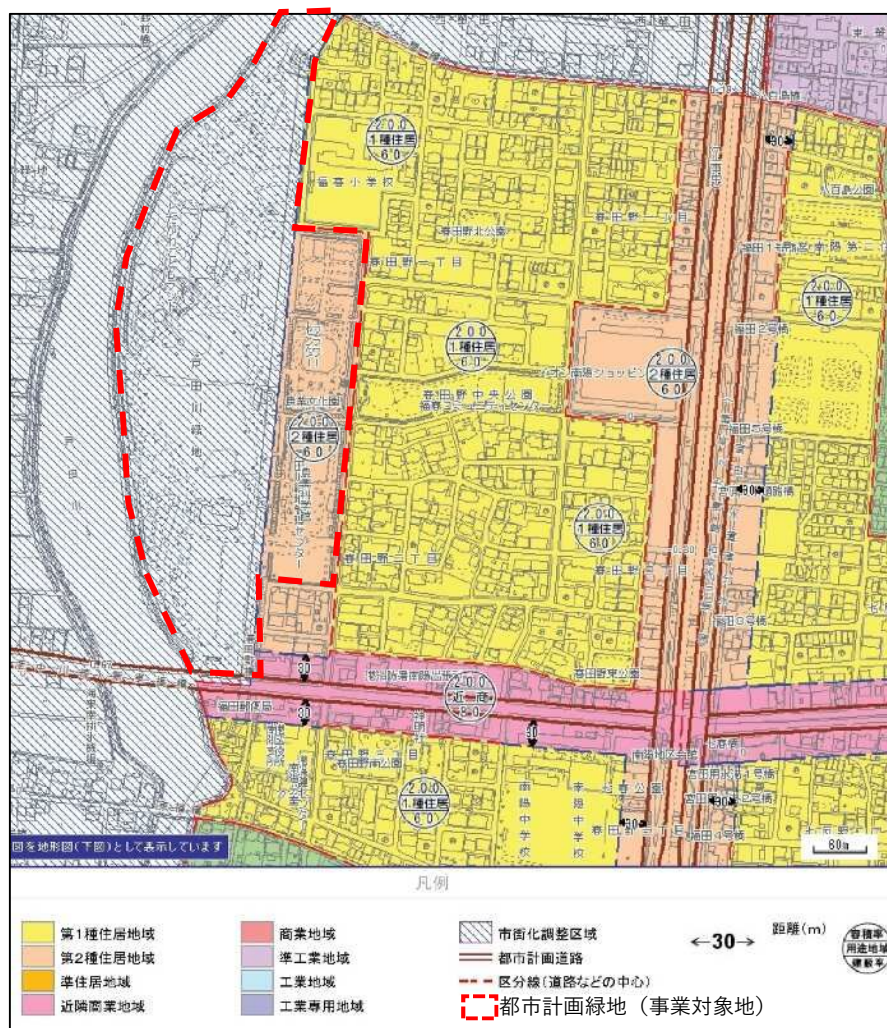
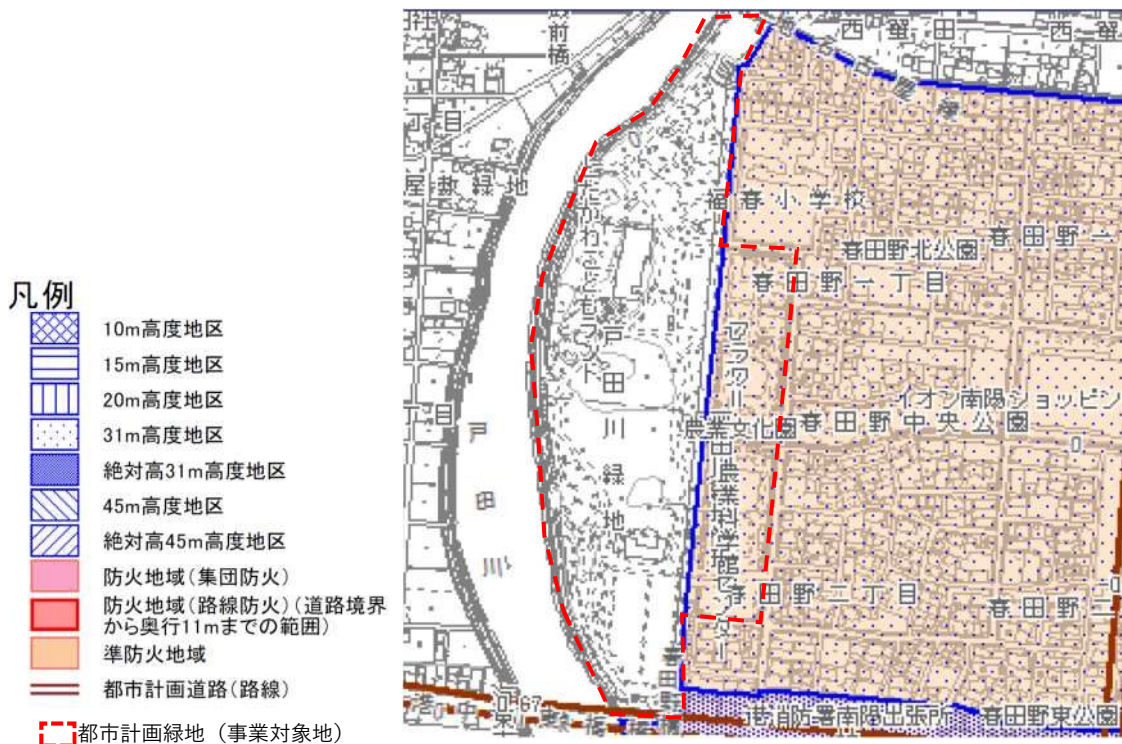


図 用途地域

出典：名古屋市都市計画情報提供サービス

②防火・準防火地域／高度地区

農業文化園については、準防火地域、31m高度地区に指定されている。



防火・準防火地域／高度地区

出典：名古屋市都市計画情報提供サービス

③緑化地域

一定規模以上の敷地を有する建築物の新築・増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付けられている。

表 緑化率の概要

建ぺい率の最高限度※1		対象となる敷地面積※2	緑化率の最低限度	根拠法令
市街化区域	50%以下	300 m ² 以上	20%	都市緑地法
	50%超 60%以下		15%	
	60%超、指定無	500 m ² 以上	10%	
市街化調整区域		1,000 m ² 以上	20%	緑のまちづくり条例

※1 建ぺい率は建築基準法第53条第1項の規定による建築物の最高限度とする。ただし、同法第53条第3項の緩和後の建ぺい率とする。

※2 建築確認申請上の敷地面積

④都市公園法

法第 4 条により公園施設の建ぺい率（一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合）は 2%を参酌して条例で定める割合を超えてはならない。また公園内に設置できる施設は、都市公園法第 2 条第 2 項・施行令第 5 条の規定に基づく公園施設であることが前提となる。

表 公園施設の種類

施設種類	法第 2 条第 2 項・施行令第 5 条の規定
園路広場	・ 園路、広場
修景施設	・ 植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石、その他これらに類するもの
休養施設	・ 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの ・ 都市公園ごとに、地方公共団体が条例で定める施設
遊戯施設	・ ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーランド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの ・ 都市公園ごとに、地方公共団体が条例で定める施設
運動施設	・ 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓道、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの及びこれらに付属する観客席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワー、その他これらに類する工作物 ・ 都市公園ごとに、地方公共団体が条例で定める施設
教養施設	・ 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの ・ 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上または学術上価値のたかいもの ・ 都市公園ごとに、地方公共団体が条例で定める施設
便益施設	・ 飲食店※ ¹ 、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲み場、手洗い場、その他これらに類するもの
管理施設	・ 門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省で定める※ ² ものに限る。）、その他これらに類するもの
その他の施設	・ 展望台及び集会所 ・ 食糧、医療品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で、国土交通省で定める※ ³ もの

※1：風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く

※2：風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設、これらに類するもの

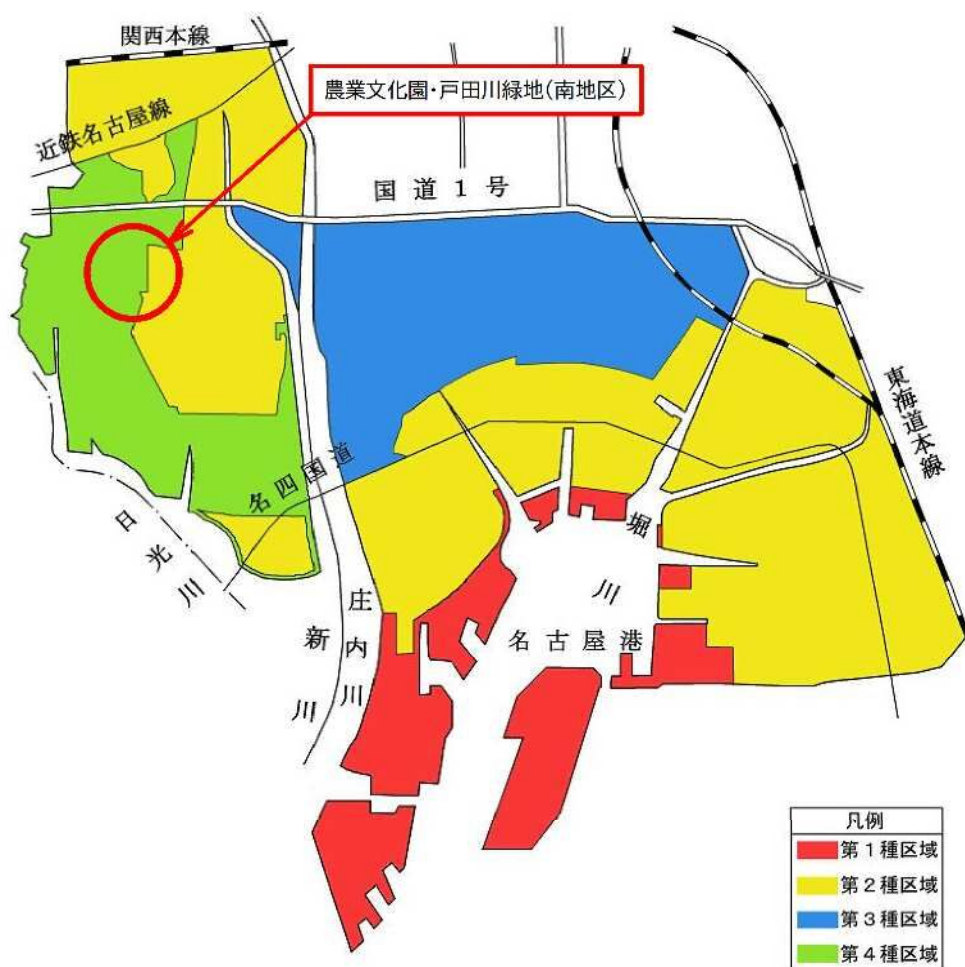
※3：耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設

⑤農業振興地域の整備に関する法律における制限事項

戸田川緑地（南地区）については、農業振興地域に指定されている。今回の事業対象区域においては農用地区域の指定はない。

⑥名古屋市臨海部防災区域建築条例

災害防止の観点から指定された区域に応じて建築物の1階の床の高さや構造に関する制限がなされており、農業文化園は、第2種区域、戸田川緑地（南地区）は、第4種区域となっています。



出典：名古屋市公式ウェブサイト 臨海部防災区域

⑦建設に関わる制限事項

■送電線に関する建築制限

送電線付近に建築物などを建築する場合には、経済産業省の「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づいて電圧に応じた送電線からの安全な遠隔距離の確保や土地所有者と電力会社との契約による建築物建築禁止などの制限がある。

今回の対象地においては地役権が設定されているため、図「建築制限に関する事項」に示すエリアの建築物の建設は不可である。

■水路に関する耐荷重

下図に示す箇所に対して、暗渠水路が入っている。水路上部への耐荷重が制限される。

現在、管理車両が通行する箇所は T-14 までの耐荷重となっている。

表 耐荷重と主な車両目安

耐荷重	車両総重量	主な車両（参考目安）
T-14	140,000N(14,000kgf)未満	消防車・ゴミ収集車
T-6	60,000N(6,000kgf)未満	救急車・マイクロバス
T-2	20,000N(2,000kgf)	普通乗用車

■軟弱地盤

農業文化園・戸田川緑地周辺は軟弱地盤であり、地下 10~30m の N 値が 1 ~ 3 程度のため、新築する際は地盤改良が必要となる。対象地内で過去に行った地盤調査の結果については、別紙 6 土質柱状図を確認のこと。

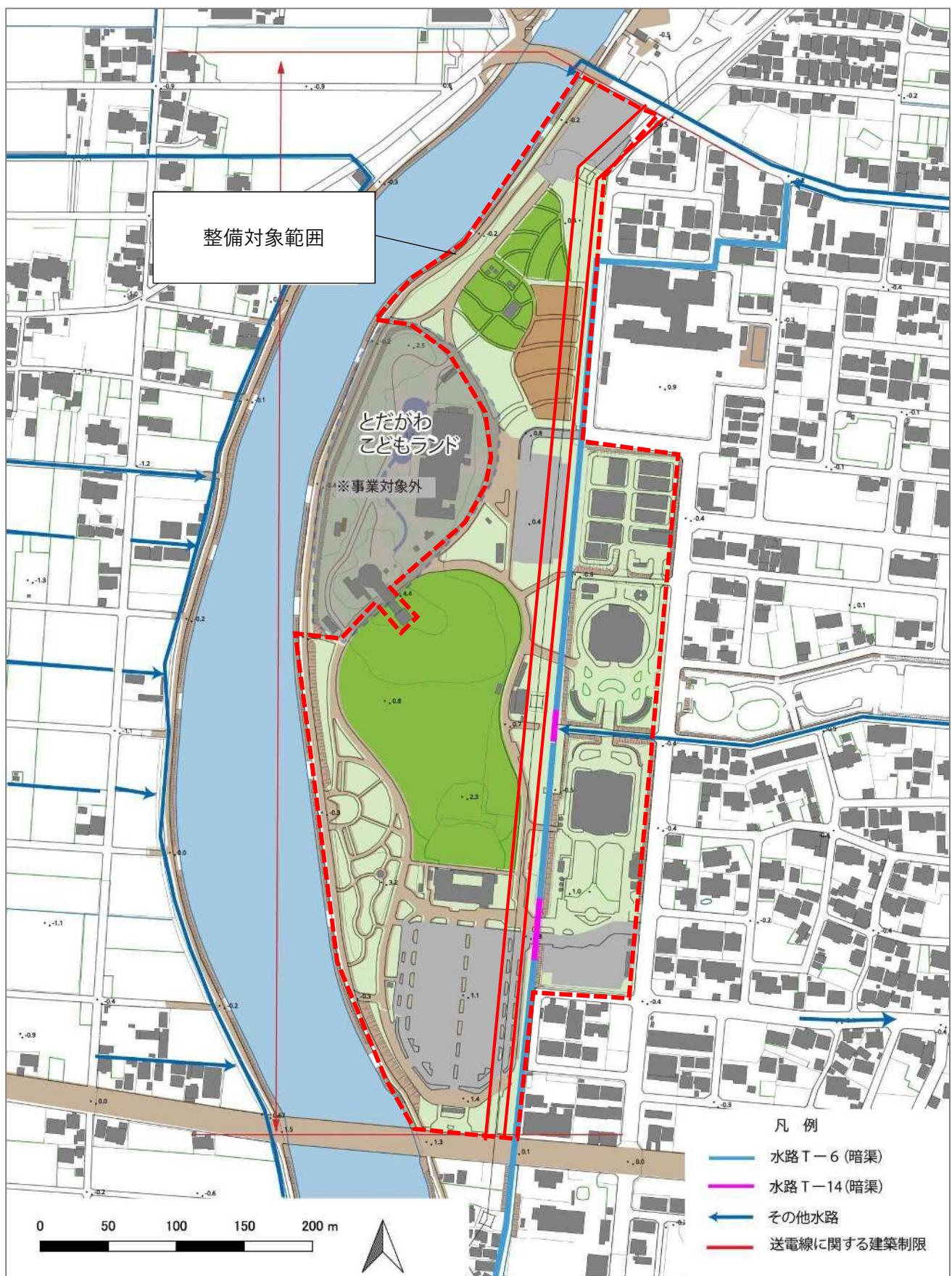


図 建築制限に関する事項

⑧防災上の位置づけ

対象地は地震・火災時の広域避難場所、農業文化園（農業科学館）は津波避難ビルとして指定されている。

対象地周辺はいわゆる海拔ゼロメートル地帯であり、造成されている対象地は周囲よりも高くなっている。

○対象地の主な災害リスク

災害リスク	予測
南海トラフ地震	震度 6 強
液状化可能性	可能性「大」
河川氾濫	浸水深 1.0～3.0m
内水氾濫	浸水深 0.3m未満
高潮	浸水深 1.0～3.0m

参考：名古屋市防災マップ



図 対象地の防災上の位置づけ

震災避難行動マップ（港区福春学区）

<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/cmsfiles/contents/0000154/154013/hm-jishin11minato.pdf>

3)交通状況

①道路環境

戸田川緑地の中央を国道1号線が東西に通過し、これにより公園が南北に分断されている。南端部を県道227号港中川線が通過している。

また、東側には名古屋環状2号線（国道302号）が隣接しており、富田IC、南陽ICが最寄りインターとなる。



■主な道路の整備状況

○国道302号線：

- ・平成4（1992）年 暫定2車線化
- ・平成23（2011）年 全線開通
- ・現在、4車線化の完成に向け工事中

○名古屋環状2号線：

- ・昭和46（1971）年事業化
- ・昭和63（1988）年
名古屋西JCT～清洲東IC開通
- ・平成3年（1991）年
清洲JCT～勝川IC開通
- ・平成5（1993）年
勝川IC～名古屋IC開通
- ・平成15（2003）年
上社JCT～高針JCT開通
- ・平成23（2011）年
高針JCT～名古屋南JCT開通
- ・令和3（2011）年
名古屋西JCT～飛島JCT開通
※南陽IC・富田ICの開通

○国道1号線：

- ・「かの里東」交差点東側 4車線
- 〃 西側 2車線

図 道路環境

出典：名古屋市都市計画情報提供サービス

②公共交通アクセス

最寄り駅からは市バスにて乗り継ぎが必要である。

- ・地下鉄名港線「東海通」駅 →市バス③のりば「河合小橋」行→「南陽支所」下車→北へ徒歩 5 分
- ・地下鉄東山線「高畑」駅 →市バス⑤のりば「河合小橋」行→「南陽支所」下車→北へ徒歩 5 分
- ・地下鉄東山線「高畑」駅 →市バス⑤のりば「南陽交通広場」行→「八百島」下車→西へ徒歩 5 分
- ・JR「春田」駅 →市バス②のりば「南陽巡回」(右回り) →「戸田川緑地」下車すぐ
- ・あおなみ線「港北」駅 →市バス「河合小橋」行→「南陽支所」下車→北へ徒歩 5 分



図 対象地への公共交通アクセス

出典：農業文化園・戸田川緑地指定管理者ホームページ

(2)公園の歴史的背景

対象地の沿革を以下に示す。

1)沿革

昭和 33 年 2 月	都市計画決定
昭和 63 年 3 月	農業科学館竣工（平成元年 5 月供用開始）
昭和 63 年 8 月	フラワーセンター竣工（平成元年 5 月供用開始）
平成元年 5 月	農業文化園（5 月 25 日・市内 3 番目の農業公園）供用開始
平成 5 年 3 月	花工場運転開始（3 月 29 日）
平成 6 年～	南地区の一部供用開始
平成 6 年 4 月	「戸田川緑地バーベキューガーデン（ブルーグラス）」オープン式
平成 6 年 4 月	第 27 回「名古屋市植樹祭」開催（4 月 28 日、戸田川緑地）
平成 8 年度	とだがわこどもランド、デイキャンプ場（ピクニック広場）等、農園が供用開始
平成 10 年 3 月	農業科学館「昆虫標本室」供用開始
平成 10 年 3 月	戸田川緑地「レストハウス」供用開始
平成 12 年 3 月	農業科学館 2 階にスカイガーデン（屋上緑化見本園）供用開始
平成 12 年 3 月	森づくりの方針を示した「なごや西の森づくり計画書」作成
平成 14 年 10 月	駐車場有料化実施（イベント時のみ）
平成 15 年 4 月	「バーベキューガーデン」休業
平成 16 年 3 月	「バーベキューガーデン（たんとま）」再オープン
平成 17 年 3 月	「バーベキューガーデン（たんとま）」休業
平成 18 年度	指定管理者制度導入
平成 18 年 4 月	名古屋市農業文化園条例改正により、農業科学館展示室・フラワーセンター入館料が大人 400 円、名古屋市内在住の 65 歳以上 100 円、中学生以下無料になる
平成 20 年 5 月	「とだがわ陽だまり館（売店・休憩所）」供用開始
平成 22 年	農業文化園の区域（駐車場 0.4ha）が都市計画公園区域に追加される
平成 23 年 4 月	農業科学館展示室・フラワーセンター入館料が無料になる（4 月 1 日）
平成 25 年 3 月	花工場の運転終了
平成 26 年 3 月	第 5 駐車場供用開始
平成 26 年 3 月	花工場を「花と野菜のにじ色農場」に改名
平成 28 年 3 月	ピクニック広場で機材提供サービス開始
平成 31 年 3 月	陽だまり館・無料休憩所にバーベキュー「M'sGarden」オープン
令和 6 年 12 月	バーベキュー「M'sGarden」休業

戸田川緑地管理運営方針（平成 26 年 8 月）に加筆

2)整備時の方針及び内容

戸田川緑地・農業文化園の整備時の方針及び内容について以下に示す。

①戸田川緑地基本計画（平成2（1990）年3月）

1）整備テーマ

「健康・スポーツの里」を目指し、戸田川河畔の風景の中に楽しさを演出し、全ての年齢層が健康づくりができる空間づくりとともに、各人に応じた運動プログラムを提供するなど、人に、水に、緑にやさしい“たのしみの生まれる公園”とする。加えて、市民・企業・行政のパートナーシップにより森を創出する。

2）目的

市民の健康に関する関心の高まりと余暇時間の増大に対応するため、水と緑の豊かな環境を生かした健康・スポーツ公園を整備し、子供から高齢者まで市民の誰もが楽しめる健康づくりの拠点とする。（計画面積 59.6ha：うち陸地面積 40.1ha）

3）整備方針

「遊ぶからだ遊ぶところの広がる農水風景」をテーマに、整備方針を次のように定めた。

①健康・スポーツの里のモデル公園を目指す。

- ・スポーツ、レジャー、レクリエーションを通して、市民の誰もが気軽に身近に生涯を通じた健康づくりが楽しめる公園

②名古屋市南部の拠点、シンボル空間として、他施設との連携を創造する。

- ・広域生活圏の利用にも対応できる緑の拠点として、時代のニーズに即した独自性のある公園を創出する。
- ・緑道との有機的連携を図るとともに、市南西部の防災避難地の拠点として機能するものとする。

③地区の特性を生かした、美しい風景を創出する。

- ・戸田川の自然形態に融合した、自然味のある美しい風景づくりを行う。

④親水性の高い公園として戸田川の積極的な利用を図る。

- ・水際線の利用や、水面利用に配慮し、気軽に水と接することができる開かれた水辺空間をつくる。

⑤隣接農業文化園との一体的利用を図る。

- ・農業文化園に隣接した区域は、楽しみながら農業との交流が深められるよう、一体的整備とする。

⑥公園での新しい事業方向を試行する。

- ・公園の管理財政面の補充や、利用者へのサービス水準向上などを目指し、一部区域において民間資金活用の方法を検討する。

■農業文化園

市民への農業の普及啓発を目的とし、都会で生活する市民が緑豊かなフィールドで農と触れ合いながら農業とその大切さを学ぶ公園。



戸田川緑地平面図

戸田川緑地管理運営方針（平成26年8月）

■農業文化園

1) めざす農業文化園の姿

水稻と花をテーマとした農業公園として『農』の情報発信、『農』の振興・支援、レクリエーションの場の提供の「3つの使命」を果たし、魅力ある施設をめざします。

●『農』の情報発信

農業公園は、農場や温室などの施設を有し、単に見るだけではなく体験するなど、幅広く情報発信を行うことができる場であることから積極的にその役割を担っていく。

●『農』の振興・支援

「農」の担い手（農家）から「農」の参加者（家庭菜園レベル）まで「農」に携わる市民を応援する。

●レクリエーションの場の提供

「農」に限らず、さまざまな楽しみ方のできる市民の憩いの場を提供する。

※「農」とは、農業という産業的役割だけでなく、多くの人の営みや暮らしなどの基盤としての役割という幅広い意味を含めたものとして表しています。農業は、古来より自然環境に働きかけ、動植物を飼育・栽培して糧（かて）を得る「業（なりわい）」として営まれてきており、自然環境の保全や生活・文化の形成などの幅広い価値の創造と深いつながりがあるためです。

名古屋市農業文化園・戸田川緑地指定管理者募集要項（令和4年6月）

②名古屋市農業文化園条例

市条例において、農業文化園の設置目的や事業内容を以下のように定めている。

平成元年3月31日

条例第13号

（設置）

第1条 都市農業に関する知識及び技術の普及啓発を行うとともに、市民に花と緑に包まれたレクリエーション活動の場を提供するため、次のように農業文化園を設置する。

名称 名古屋市農業文化園

位置 名古屋市港区春田野二丁目 3204 番地

（事業）

第2条 名古屋市農業文化園(以下「文化園」という。)は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民への農業に関する知識の普及啓発
- (2) 花き栽培の技術の研究及び指導
- (3) 文化園の施設の供用
- (4) その他農業の振興に関して市長が必要と認める事項

名古屋市例規類集

(3)公園の利用状況

1)来園者数

農業文化園・戸田川緑地の来園者数を以下に示す。

①年度別の来園者数

過去6年において、概ね90～100万人で推移している。なお、令和2（2020）年においては新型コロナウイルス感染症の影響により閉館した期間がある。

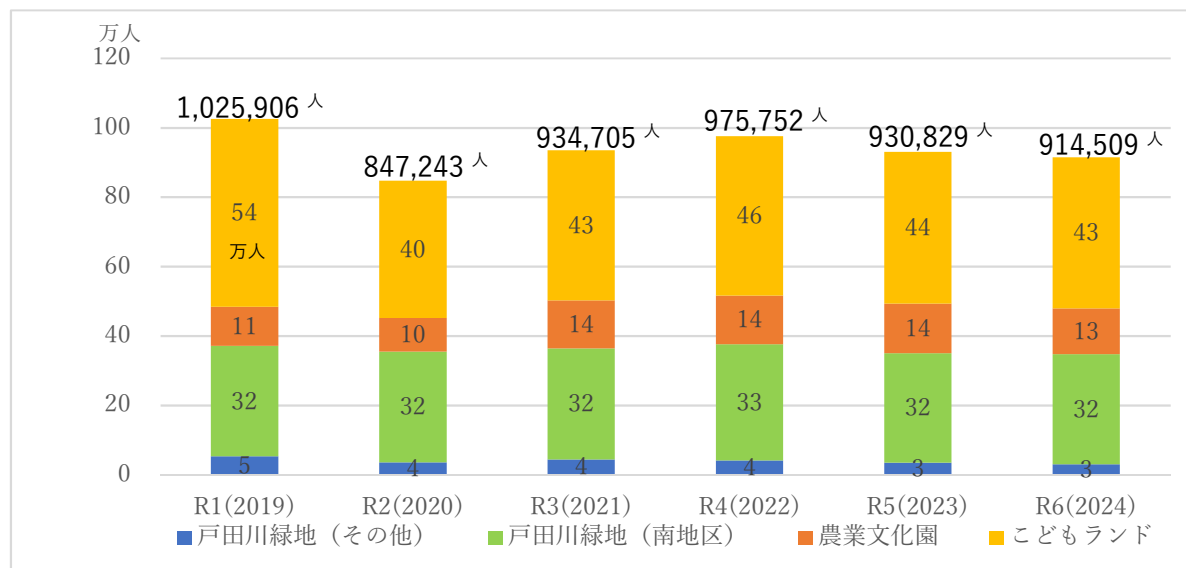


図 年度別の来園者数：農業文化園・戸田川緑地（北・中央・南）

②月別の来園者数（南地区のみ）

令和6（2024）年度の月別来園者数をみると、最も多いのが5月であり、次いで4月となっている。例年4月上旬と5月上旬にとだがわまつりを開催しており、来園者数が多くなっている。概ね春（3-5月）秋（10-11月）は行楽シーズンということもあり、来園者が多い傾向にある。

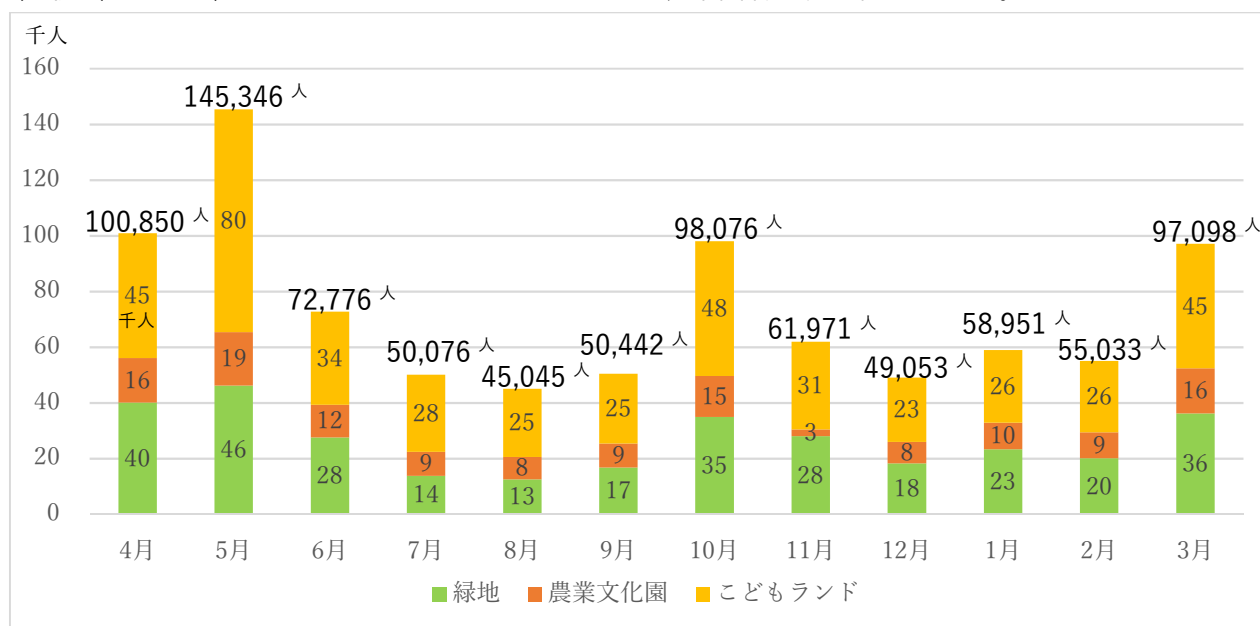


図 月別の来園者数（令和6（2024）年度）：農業文化園・戸田川緑地（南地区）

2)主な催事

園内の主な催事は、参考資料2をご確認ください。

(4)施設の現状把握と評価

1)施設概要

②農業文化園

●施設面積 2.9ha

●施設概要

農業科学館	2,500 m ²
フラワーセンター（温室）	1,500 m ²
エネルギー棟	75 m ²
農作業舎	231 m ²
催しもの広場（芝生広場）	1,536 m ²
水景モニュメント「ポルツ」	98 m ²
水車小屋	20 m ²
無料休憩所	100 m ²
花工場	230 m ²
セル苗育成温室（4棟）	808 m ²
花苗育成ほ場（ハウス）	949 m ²
スカイガーデン（農業科学館2階屋「外屋上緑化見本園」）、水景施設・休憩施設・トイレ・車庫・植栽地等	

①戸田川緑地（南地区）

●施設面積南地区 10.03ha

●施設概要

花の丘（花壇）	2,000 m ²
体験農園（畑）	2,700 m ²
芝生広場	19,000 m ²
ピクニック広場（野外バーベキュー場）	8,000 m ²
野外ステージ1か所	1,330 m ²
とだがわ陽だまり館1棟	558 m ²
レストハウス1棟	124 m ²
駐車場第1駐車場	413 台
駐車場第2駐車場	103 台
駐車場第5駐車場	68 台

※検討対象外：とだがわこどもランド 17,500 m²（大型木製遊具、ジャブジャブ池、展望塔など）

2)建築物の現状把握と評価

対象地区における建物について、現地調査及び指定管理者へのヒアリングから施設の利用状況を把握し、現況を以下に示す。

①主な施設の利用状況

表 主な施設の状況

施設概要	利用状況
農業科学館 1987 年設置 ・ 2,499.43 m ²	・ 年間約 9 万人が利用 ・ 1 階部分の展示コンテンツは開設時のままであり、農業技術の進展など、時代変化とともに陳腐化している。 ・ 園内の戸田川生態園との連携や農業・人にとって有益・有害な昆虫など、生き物をテーマとした展示が実施（1997 改修）され、子ども達を中心に利用されている。 ・ 2 階部分は過去に飲食店に使用されていたが、現在は講習室・セミナー室として利用されている。しかし、周辺農家の減少により、農業技術の普及等の目的で使用されることはほとんどない。
無料休憩所 1988 年設置 ・ 99.68 m ²	・ トイレが併設された施設 ・ 増築された部分は倉庫利用。 ・ 空調はなく、利用頻度は低い。
水車小屋 年数不明 ・ 19.50 m ²	(周辺水路は稼働できない)
シェルター 詳細不明	・ 休憩等に利用されている。
浄化槽棟 1987 年設置	・ 現在、使用していない。
フラワー センター 1988 年設置 ・ 1,499.11 m ²	・ 年間約 4 万人が利用 ・ 展示や工作体験等、指定管理者の創意工夫により利用者数は増加傾向にあるが、園内のなかでは利用者が少ない施設である。
東屋 詳細不明	・ 休憩等に利用されている。
エネルギー棟 1988 年設置 ・ 築 37 年 ・ 75.13 m ²	・ 現在、使用していない。
花工場 1992 年設置 ・ 230.58 m ²	・ 園内の花壇・農園のすべて苗を供給している。
栽培温室 4 棟 1988-1992 年 ・ 各 202.5 m ²	・ 収穫体験について農園よりも利用頻度が高く、温室を中心に使用している。
温室 5 棟 詳細不明	・ 収穫体験について農園よりも利用頻度が高く、温室を中心に使用している。

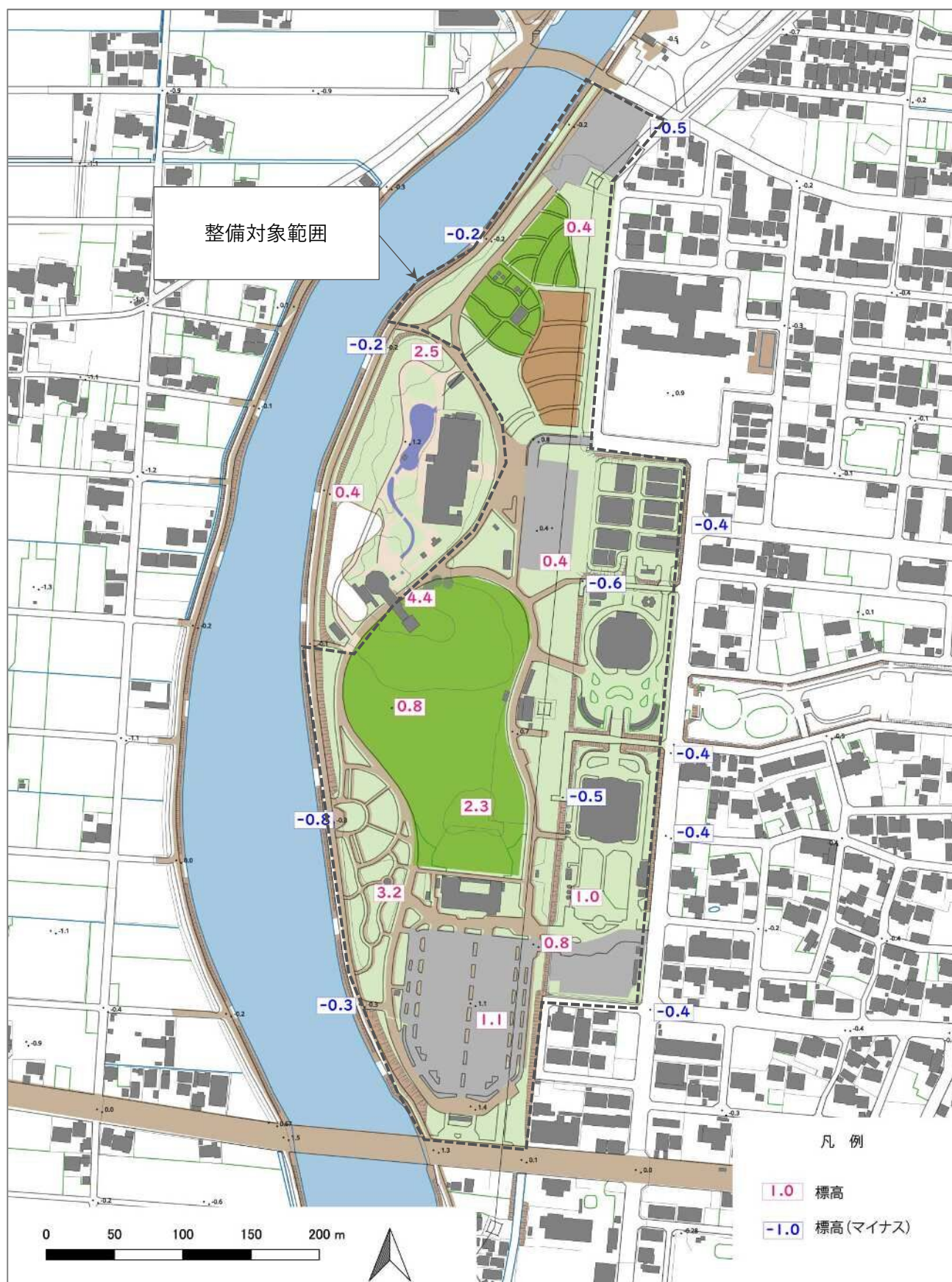
施設概要	利用状況
農作業舎 1988 年設置 ・ 231.04 m ²	・ 作業員の詰所（トイレ・シャワー室併設）や農機具の保管倉庫として利用されている。 ・ 園内の維持管理、耕作には必要な施設。
陽だまり館 1992 年設置 ・ 558.00 m ²	・ 年間約 27 万人が利用 ・ 産直市場、無料休憩所を実施している。無料休憩所をリニューアルし、空調を更新してから、利用者は増えている。
レストハウス 1997 年設置 ・ 124.20 m ²	・ うどんやカレー等の軽食を提供している（トイレ併設）。黒字経営であり、コロナ前と比較しても増加している。 ・ 6 卓（約 24 席）、カウンター席（約 7 席） ・ 土日祝日のみ営業
炊事場 1995 年設置 ・ 68.37 m ²	・ ピクニック広場（炉 10 基・東屋 5 基）の中心に位置している。若年層を中心に人気があり、コロナ前と比較しても増加している。 ・ ゴミや騒音、時間外利用者等、ルール of 徹底が必要である。
便所 （管理棟前） ・ 詳細不明	・ 公園管理者や農業体験の参加者の利用が中心であり、利用頻度は低い。
便所 （第 1 駐車場） 1992 年設置 ・ 10.56 m ²	・ 主要動線から外れた箇所にあるため、利用頻度は低い。
便所 （第 2 駐車場） 1995 年設置 ・ 65.91 m ²	・ 利用頻度の高い第 2 駐車場やこどもランドに近いので、利用頻度はやや高い。
戸田川二重樋門 1993 年設置 ・ 面積不明	・ シンボリックな施設のため、利用頻度は低い。 ・ 明治 41 年に戸田川に造られた五連の石造り樋門の石材の一部を使用して再現されたシンボリックな構造物である。
駐車場 （第 1, 2, 5） ・ 計 584 台	・ 行楽期の土日祝は満車になり、中央地区の駐車場が利用されている。 ・ 供用時間は 9：00～19：00（第 2 駐車場は終日利用可） ・ 第 1 駐車場は大型駐車可で幼稚園保育園、学校の利用がある。 ・ イベント開催時（令和 6 年度は 6 日間）のみ有料

(5) 便益施設等その他の現状把握と評価

1) 動線(駐車場等)



2)地形



3) 植栽

